

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

## 事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
（宛先） 京都府知事		令和 2年12月17日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 大阪府大阪市西成区花園南1丁目4番4号		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） イズミヤ株式会社 代表取締役 梅本 友之 電話 06-6657 -3455					
主たる業種	各種食料品小売業	細分類番号	5   8   1   1				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和2年4月から令和5年3月まで						
基本方針	令和元年度を基本とし、3年間（令和2年～4年）で3%CO2排出量を削減する						
計画を推進するための体制	各店舗で環境責任者を任命し、環境責任者を中心に省エネに取り組む						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量 評価の対象となる排出の量	2,494.3 トン	2,469.4 トン	2,444.4 トン	2,419.5 トン	-2.0 パーセント	
目標の根拠	事業活動に伴う排出の量	2,494.3 トン	2,269.4 トン	2,244.4 トン	2,219.5 トン	-10.0 パーセント	
	目標の根拠	省エネ取組は、従来から行っているため改装等で省エネ型のショーケースを入れるなどで対応					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率
	店舗	事業活動に伴う排出の量 (売場面積×1/1000)	136.30	134.94	133.57	132.21	-2.00 パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		温室効果ガスの排出実績と同じく、改装等での対応のため					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考	
		90.0 パーセント	120.0 パーセント	120.0 パーセント	120.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(2)年度	省エネ対応のレジの導入。改装による省エネ型ショーケース空調機の導入					
	(3)年度	改装による省エネ型ショーケース空調機の導入					
	(4)年度	改装による省エネ型ショーケース空調機の導入					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	電車またはバスによる通勤					
	上記の措置を採用する理由	通勤には主に公共交通機関を利用					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン		
	府内産の木材の利用によるもの		トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	200.0	トン	200.0	トン	200.0	トン
合計	200.0	トン	200.0	トン	200.0	トン	
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	小学生を対象にイズミヤの環境取り組みの紹介（エコ学習会）を行って、こどもたちに環境のことを知ってもらおう機会を作っていきます。						
特記事項	イズミヤ株式会社は2020.4.1～分社化により、SM（スーパーマーケット）のみが該当し、6店舗となる。千本中立売店、羽東師店、千本北大路店、桂坂店、堀川丸太町店、洛北店。基準年度を3カ年の平均ではなく、令和元年度を基準年度としている理由は、令和元年度に洛北店にて、店舗面積の減があったため。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

注 5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。